

平成 30 年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



平成 30 年 4 月

# 平成 30 年度 公立大学法人高崎経済大学年度計画

## 目次

- 1 教育研究等の質の向上
- 2 学生支援
- 3 地域・社会貢献及び国際化
- 4 業務運営の改善及び効率化
- 5 財務内容の改善
- 6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
- 7 その他業務運営
- 8 予算、収支計画及び資金計画
- 9 短期借入金の限度額
- 10 不要財産の処分
- 11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 12 剰余金の使途
- 13 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

## 1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### ① 学生の育成

ア 「学位授与方針」の改正を行い、「学位授与方針」と教育課程とのつながりについて学生に明示すること等により、「学位授与方針」に基づく適正な学位授与を行う。

- ・カリキュラムマップに基づきカリキュラムを点検する。
- ・適正な学位授与を行うため、「学位論文審査基準」を学生に周知し、その基準に基づき論文作成指導を行う。

イ 開講科目の履修系統を明確化し、学生が「教育課程編成方針」に即した履修計画を組むことを容易にする方策を講じる。

- ・改正した学位授与方針に合わせ、カリキュラムツリーを作成し点検する。
- ・カリキュラムツリーを基に開講科目の履修系統を明確にする方策の導入を検討する。

ウ 「学習成果評価方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、学生育成目標等の達成度を測る。

- ・アセスメント・ポリシー策定のため、他大学等の状況を情報収集する。

#### ② 入学者受入

ア 大学、学部の目的等に沿った人材を獲得するため、現行の入試方法を点検し、多面的、総合的に志願者の能力を測るための入試方法を改善する。

- ・高大接続改革に基づき、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を点検し、必要に応じて見直す。
- ・高大接続改革に対応した2020年以降の新たな入学者選抜制度を設計し、公表する。

イ 本学を志す受験生及び関係者に対して積極的に情報を提供するため、大学訪問の受入れ、高校訪問の実施など、全学一丸となった戦略的な広報活動を行う。

- ・20校を目標に大学訪問を受け入れるほか、群馬県内外の高校訪問を積極的に実施するなど積極的な情報提供を行う。

ウ 特別入試の合格者を対象に入学前教育の改善を図り、入学時までの学力の向上、本学での学びへのモチベーションを高めることを目指す。

- ・推薦入試手続者に対する入学前教育について、情報収集を継続して行い、入試・教務一体となって実施方法を協議する。

### ③ 全学的な教学マネジメントの確立

ア 経済学部国際学科を開設し、専門科目の授業の一部を英語により実施するほか、国際経済・国際経営関連科目を充実させるなど、グローバル時代に対応した人材を育成する。

- ・国際学科の教育プログラムを確実に履行する。
- ・国際学科に決定した学生を、海外語学研修プログラムに派遣する。

イ 地域政策学部は、日本の地域政策における教育研究のフロンティアとして、政策法務、地域づくりなど地域自立に関連する科目を拡充強化し、各学科のあり方を見直し、地域貢献ができる人材の育成機能を強化する。

- ・各学科会議の意見を集約し、新カリキュラムを策定する。

ウ 高崎経済大学生共通の基礎的能力の基盤となる英語や日本語運用能力などの科目を全学共通化するとともに、その教育を推進する体制を整備する。

- ・共通化された英語科目カリキュラムを実施する。
- ・全学共通科目を統括する組織の開設に向けた方向性の議論、課題整理を行う。
- ・地域政策学部の初年次ゼミを共通化するとともに内容を充実させる。

エ 能動的学修（アクティブ・ラーニング）の拡充強化や、学生が学修成果を可視化できる仕組みを構築するなど、学生を積極的な学びへと導くための方策を講じる。

- ・学部が展開するアクティブ・ラーニングについて定義し、FDを実施する。
- ・定義したアクティブ・ラーニングの実施状況について調査する。
- ・学習成果を可視化できる仕組みについて、情報収集を行い、導入を検討する。

### ④ 教育の改善

ア 授業評価アンケート、ピアレビュー及び学生、卒業生に対する調査の継続など、多面的な評価を実施し、その結果を基にFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を行う。

- ・授業評価アンケートのアンケート項目を点検し、改善する。また、授業評価アンケートの結果に基づくFDを開催する。
- ・学生生活実態アンケートを検証し、現行カリキュラムを点検する。
- ・ピアレビューを促進する。

### ⑤ 社会貢献できる人材育成

ア まちなか教育活動センターが運営する「cafe あすなろ」での活動の拡充を図るとともにこれを通じて、座学にとどまらず実社会において社会貢献活動を体

験することにより、有為な人材を育成する。

- ・学生を取組状況を把握するため、月2回店舗にて行われる店舗会議に職員が出席する。
- イ 高崎経済大学生により組織された社会貢献活動団体に対して、認証を行うことにより、社会貢献活動の円滑な実施や社会貢献活動団体組織の適正な運営に資するための積極的な支援を行う。
- ・現在大学にどのような社会貢献活動団体が存在するのかを明らかにしたうえで、認証を行い、必要なサポートを実施する。

## (2) 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### ① 研究水準の向上

ア 個人研究費及び学内競争的資金の有効活用を図り、大学としての重点研究を推進する。

- ・学内研究費の有効活用を図るために、重点研究を推進する。

イ 先進的・実証的な研究や基礎的・理論的な研究等により、現代社会の複雑化・多様化する諸問題の解決に取り組む。

- ・先進的・実証的な研究や基礎的・理論的な研究を推進するために、外部資金獲得へ向けた先進的かつ効果的な取組等を十分に検討する。

ウ 公立大学の特性を踏まえ、地域産業・地域経済・地域社会に貢献できる実践的研究を推進する。

- ・高崎市及び商工会議所等と意見交換を行い、地域に貢献できる研究についてマッチングを行う。

エ 地域と世界を結びつける幅広い視野をもつ研究を行い、海外提携校との学術交流や海外の研究者との共同研究を実施する。

- ・海外提携校との学術交流提携の推進と教員の共同研究実績・ニーズを把握し、学術交流や共同研究を実施するための条件整備を行う。

### ② 研究の実施体制

ア 教員が研究支援に求める多様なニーズを日常的に把握し、より研究しやすい環境を整備する。

- ・教員の研究上のニーズを把握するために、アンケート調査を行う。

イ 海外提携校との学術交流を推進するとともに、海外の研究者との共同研究や連携による国際展開の可能性を検討し、海外とのネットワーク形成を促進する。

- ・海外提携校との学術交流提携の推進と教員の共同研究実績・ニーズを把握し、学術交流や共同研究を実施するための条件整備を行う。

ウ 地域科学研究所のプロジェクト研究費を拡充し、地域社会の課題解決を念頭に学内外の研究者とともに先進的な研究プロジェクトを実施する。

- ・過去の研究プロジェクトの検証・評価を行い、経常的な研究費の拡充を検討する。

### ③ 地域科学研究所の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 研究プロジェクトの成果を毎年度刊行・公表するとともに、学外者を招いた研究会を実施し、その評価を行う。

- ・研究プロジェクトの成果を公表するとともに、合評会を開催し評価を行う。

イ 情報発信のため、研究内容について紀要「産業研究」を毎年度2回、研究所の活動について「ニューズレター」を毎年度3回発刊する。

- ・紀要「産業研究」及びニューズレターを発刊する。

### ④ その他の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 教員の研究成果の所属学会などにおける積極的な発信をはじめ、学内の研究成果を国内外に広く発信する。

- ・海外提携校と国際シンポジウムを開催し、研究成果の公表を行う。

## 2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 学修支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。

- ・学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。
- ・学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、大学院生を支援するための具体的な枠組みの検討を引き続き行う。
- ・カリキュラムツリーを基に開講科目の履修系統を明確にする方策の導入を検討する。

イ 外国人留学生、社会人学生、障害のある学生を含む全ての学生に対する学修相談体制を整備し、学修しやすい環境を整備する。

- ・相談体制の現状を分析し、相談体制を整備する。
- ・障害学生等の修学を支援すると同時に、支援内容・方法を評価し、支援の充実

を図る。

- ・留学生懇談会の内容を見直しながら開催する。

ウ ラーニングコモンズなど、授業時間外に学生が自由に利用できる設備を整備する。

- ・学生の主体的な学習を支援するために、図書館4階グループ研究室、3階学習室、1階多目的スペース、ラウンジのより有効な利用方法を検討する。
- ・学生から要望の多い構内無線LANサービスの拡充について新たなシステムの調査・検討を行い、2019年度整備をめざす。

エ 在学中にもかかわらず履修登録をしない学生への対応策を講じるとともに、休学・退学につながる気がかりな学生を早期に発見できる仕組みを構築する。

- ・気がかりな学生アンケートを継続的に実施し、フローチャートに基づき対応する。
- ・気がかりな学生発見後の支援体制を充実させる。
- ・教職員間での情報共有を行う。

オ 「知識習得」と「思考能力の獲得」のために、個人学習と共同学習の場を備えた図書館の整備を進めるとともに、学生が情報活用能力を習得できる専門研修の機会を拡充する。

- ・他大学の事例をもとに、より多くの学生が参加できるよう図書館ガイダンスや図書館セミナーの実施方法や実施日程を見直す。

## (2) 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

### ① 生活支援

ア 臨床心理士を中心としたカウンセリング体制の拡充を図る。また、教員による相談体制のあり方や周知方法について検討し、機能の改善、充実化を図る。

- ・学生相談体制のあり方や周知方法について検討する。

イ 部活動やサークル活動について、学生が自主的かつ積極的に活動できるような支援体制を整備する。また、課外活動やボランティア活動についても同様に支援体制を整備する。

- ・充実した支援のため、奨学奨励費について学生に周知する。
- ・支給基準について、随時評価見直しを行う。

ウ 学生生活実態アンケート調査や卒業生アンケート調査について、内容を見直しながら継続的に実施し、その結果を踏まえ、学生が充実したキャンパスライ

フを過ごせるよう環境を整備する。また、アンケート調査以外の方法で「学生の声」を収集する。

- ・「卒業生アンケート」の内容や方法を見直した上で、同アンケートを実施する。
- ・「学生の声」を収集するため、六者団体との協議を活用する。

エ ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合に、学生が躊躇なく相談できるよう環境を整備する。

- ・相談窓口の周知や相談環境の点検により、ハラスメントの相談がしやすい環境を整備する。

オ 学生の健康維持・促進のため、健康診断の受診率向上を図る。また、学生が健康に関する正しい知識を持つよう、校医と連携しながら啓発活動を実施する。

- ・平成30年度末には、健康診断の受診率を75%まで高める。
- ・健診結果を全学生に配布し、健康への関心を高めるとともに、健康な生活が送れるよう必要な保健指導を実施する。

## ② 経済的支援

ア 授業料減免を必要とする学生に幅広く制度が適用されるよう制度全体の体系的見直しを行う。

- ・授業料減免制度の評価検証を行う。
- ・国等の経済的支援制度の状況を確認する。

イ 後援会、同窓会の奨学金に関しても、適切かつ広範に制度が適用されるよう選考基準などについて協議し、改善を図る。

- ・奨学金の選考基準や支給額について後援会・同窓会と協議する。

## (3) キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア キャリア支援指針（キャリア形成年次ピラミッド）に基づき、学生が4年間を通じて体系的にキャリア形成できるよう支援を行う。

- ・指針に基づいた効果的な事業展開をするとともに、学生に対し年度当初の各学年別ガイダンス等で「キャリア支援指針」を提示・説明し、かつ、各学年で参加すべきセミナーを明示する。

イ 進路決定届等を通じたアンケートを行い、キャリア支援体制に対する満足度やニーズを把握・検証するとともに、学生に対し最新の就職活動の動向を踏まえた、より効果的な支援を行う。

- ・年度当初ガイダンスでのアンケート結果から、センター会議やチーム内で支援事業を検証し、より効果的かつ必要な事業を提供する。



ウ インターンシップ活動について、就業体験の意義を教示するガイダンスの開催や有用な情報提供などを積極的に行い、職業の適性見極めのための環境を整備する。

- ・インターンシップガイダンス内容の充実、保険加入制度の整備や積極的な情報提供などを行い、学生がインターンシップに参加しやすい環境を整える。

エ 企業に対する本学のPR強化を図るため、採用側へのアピール手法を研究し、本学学生の魅力を発信できる広報誌を作成する。広報誌は各地域での情報交換会参加企業や来学した企業等に配布するなど、多様な機会を利用して提供する。

- ・収集した他大学の企業向け広報誌を参考にしつつ、より訴求力の高い広報誌を作成する。

オ 同窓会との連携により、全国各地で活躍する卒業生から在学生支援の協力を得て、学内外で就職相談会や模擬面接会を実施するなど、実践的なキャリア支援を拡充する。

- ・より充実した同窓会連携事業を継続しつつ、学生および保護者に対する地方での就職支援を強化する。

#### (4) 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学公認団体に対する支援の充実を図る。また、各団体が相互の連携を深めるとともに、大学の各種行事へ積極的に参加するよう、施策を講じる。

- ・各公認団体の予算・決算を精査する。また、会議や調査を通じて、各公認団体の要望を把握する。

イ 大学公認団体の顧問や監督、学外指導者の実態を把握のうえ、学外指導者との明確な関係を構築し、連携を強化する。

- ・各団体に対して顧問等の実態調査を行う。

ウ 学生が任意に設立した団体の実態や活動を把握し適切な指導や円滑な情報伝達ができる体制を構築する。

- ・より多くの任意団体を把握するための方策を検討するとともに、任意団体として大学に登録しておくことのメリット（保険適用）などについて周知する。

### 3 地域・社会貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 高崎市をはじめとした、地域社会への貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

### ① 地域社会への貢献、市民への知の還元

ア 教職員・学生が、高崎市、地域団体、NPO等と連携して行うまちづくり活動を支援する。

- ・地域・社会貢献活動に参加する教職員及び学生の具体的な取組の実態を調査し、産学官連携のニーズを把握する。
- ・地域・社会貢献活動に参加する教職員及び学生の具体的な取組を地域・社会貢献白書として取りまとめ公表するとともに、学内の支援体制を整備する。

イ 市民の意見・要望等を幅広く取り入れた魅力的な公開講座等を開催し、生涯学習の拠点として高崎市民の学習機会を広く提供する。

- ・参加者アンケートを実施し、市民の意見・要望等を幅広く取り入れる。

ウ 市民を対象とした地元学講座やエクスカージョンの実施等、高崎市をはじめ県内各地の歴史、現状、課題等を学習する場を提供し、市民と共に高崎地元学を創造する。

- ・参加者アンケートを実施し、市民のニーズを幅広く取り入れた魅力的な課題を取り上げる。

### ② 地方公共団体との連携、産学官連携

ア 大学の研究支援事業として、教職員・学生が高崎市の中長期的課題を解決するための研究を推進する。

- ・地域連携課題研究等推進費の研究成果を検証し、研究費の有効活用を図る。

イ 地方公共団体、商工会議所及び企業等との連携により、経済・産業振興に関するニーズを把握し、受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。

- ・高崎市及び商工会議所等と意見交換を行い、地域に貢献できる研究についてマッチングを行う。

### ③ 社会人教育の充実

ア 社会人に求められる政策立案能力の養成、企業人が求めるリフレッシュ教育等のニーズに応えるため、大学院への挑戦を広く地方自治体、経済団体、企業等に呼びかけ、大学院の認知度を高める。

- ・大学院案内や募集要項を広く配布する。
- ・社会人にとって魅力ある教育内容・時間割の検討を引き続き行う。
- ・修了生アンケートを来年度から実施できるように、アンケートの内容を検討する。

## (2) 国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### ① 国外提携校との連携等

ア 海外留学及び学術交流のための国際的な大学間連携を積極的に推進し、現在 8 校の提携大学を 20 校以上とすることを目標とする。

- ・現状の提携校拡大に向けた方針を見直し、提携候補校の条件を絞り込んだ新たな方針を策定する。

イ 受入交換留学生のための住居等の生活環境及び全ての留学生のための各種相談対応等の充実等支援体制を整備する。

- ・交換留学生向けのアンケートを実施し、課題・要望を把握し、改善策を検討、実施する。

ウ 海外提携校との研究交流や国際的な研究を推進するために、国外の大学との学術交流に取り組む教員を対象とした支援制度や国外の研究者の受入れ等、交流体制を創設する。また、論集の英文化等により、学内の研究情報を広く海外に発信する。

- ・海外の大学や研究者との学術交流の実態を把握するとともに、教員の学術研究情報の海外への発信の方法について検討する。
- ・海外提携校と国際シンポジウムを開催し、研究成果の公表を行う。

### ② グローバル人材育成

ア 学生の短期語学留学、海外フィールドワーク（専任教員企画）等の年間海外派遣数を、収容定員の 10% とすることを目標とする。

- ・新しい助成金制度について、学生に制度内容を浸透させる。

イ 国際的なコミュニケーション能力を高めるため、イングリッシュ・カフェの充実など、英語に日常的に触れられる機会を拡充する。

- ・事例研究や過去のイングリッシュ・カフェのアンケートを基に、国際的なコミュニケーション力を高める方策を検討する。

ウ 受入交換留学生や外国人留学生と日本人学生との連携、協力、交流を促進する。

- ・留学生向けアンケートの結果をもとに、実現可能な交流・活動の企画について検討を行う。

## (3) 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 高崎市教育委員会との連携協定に基づく高崎市立高崎経済大学附属高校と

の高大連携を推進する。また、本学学生と附属高校生が連携事業を通じて汎用的技能（論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力等）を習得できるための支援を行う。

- ・高崎市立高崎経済大学附属高校の「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」の計画に基づく事業が最終年度のため、今後の在り方を検討する。
- ・高崎市立高崎経済大学附属高校との連携事業のノウハウを活かし、他校との連携を模索拡大していく。

イ 県内外高校からの出前授業依頼を積極的に受け入れ、高校生が大学教育に触れる機会を創出するとともに、本学教員と高校教員が意見交換を行うなど、高校への情報発信の場の拡充を図る。

- ・出前授業を積極的に受け入れるとともに、出前先での高校教員との活発な意見交換を容易にする方策を検討する。

ウ 進学説明会やオープンキャンパス等で、高校生やその保護者と本学の教員及び学生との交流を図るための機会を拡充する。

- ・学生によるキャンパスライフの説明や教員による学びの説明を充実させたオープンキャンパスを実施する。実施にあたって、混雑を緩和するなど、参加者の満足度を高められるような方策を検討する。

#### 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果を活用し、業務運営の改善を行う。

- ・学部、研究科の自己点検・評価委員会において、指摘事項の改善を行う。

イ 本学におけるガバナンス体制の総点検結果を踏まえ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンス体制の点検・見直しを定期的に行う。

- ・ガバナンス改革に伴う規程改正の影響を調査する。

ウ 教育研究や社会貢献の状況、大学内部の意思決定システムをはじめとしたガバナンス体制についての監査を強化する。

- ・地方独立行政法人法改正により強化された法人監事による監査機能が十分に発揮できるよう体制整備する。

エ 教員の教育活動や研究成果、地域・社会貢献活動など教員に係る情報を一括して収集整理し、研究者データベースを構築するとともに、社会的ニーズに対

応した方法で公表する。

- ・地方公共団体、企業、団体等が情報を得られやすいように、ホームページの見直しや地域・社会貢献白書の発刊を行う。

オ 機能的な業務運営を行うために、情報の共有化・一元化についての点検及び見直しを行い、教育研究組織と事務組織の協働体制を強化する。

- ・他大学等の先行事例を調査するとともに、学内システムの現状を把握する。

カ 入試事務の合理化を図るため、入学試験のウェブ出願を導入する。

- ・ウェブ出願システム導入の広報を行い、システムの確実な本運用を実施する。

## (2) 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、人事評価制度の再検討に向けた調査・研究を行う。

- ・他大学（国公立及び私立も含む）の導入状況を調査し、資料収集を行う。

イ 教職員のライフスタイルの多様性を尊重し、よりよい職場環境を整備する。

事務職員においては、時間外勤務の削減と有給休暇取得率の向上を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう働き方の改革に取り組む。

- ・事務職員の時間外勤務時間の削減と有給休暇取得率の向上に取り組む。

ウ 大学職員としての能力向上のため、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修内容の充実を図る。

- ・業務の高度化・複雑化する課題に対応していくための職員研修を行う。

エ 事務職員の外国語運用能力向上のため、各種研修や外国語運用能力試験の受験などを促進し、グローバル化の進展に対応した人材養成に取り組む。

- ・職員版「イングリッシュ・カフェ」、イングリッシュ・カフェ受講者の「外国語運用能力試験の受検推進」及び平成29年度から開始した職員海外派遣研修を継続して実施する。

オ 長期間にわたる経験、蓄積を必要とする教務、入試、キャリア支援等の部門は、プロパー職員が主力になって担えるよう、重点的な職員の配置を行う。

- ・大学事務のプロフェッショナルとしてのプロパー職員を育成するとともに、プロパー職員の採用を進める。

## 5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 科学研究費助成事業の本学教員採択者の割合が研究代表者30%、分担者を含め50%を超えることを目標として、申請書レビューやアドバイザー制度等の支援体制を整備し、外部資金の一層の獲得を推進する。

- ・科学研究費助成事業への申請者を増やすための支援体制を検討する。

イ 他大学の先進的な取組、効果的な取組等について情報を収集し、本学の研究に効果的な取組を導入するとともに、研修等を実施し教職員のスキルアップを図る。

- ・外部資金獲得に向けた先進的かつ効果的な取組を推進するための情報を収集するとともに、教職員のスキルアップを図るための研修を実施する。

(2) 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 経営戦略の視点から、教育基盤の整備や各事業実施の優先順位を明確にし、効果的な予算配分を行う。

- ・重点事業に予算を配分するため、事業の統廃合を検討する。

イ 管理経費について定期的に状況を把握し、効果的な執行を図る。

- ・管理的経費として高い比率のものについて検討を行う。

(3) 資産の管理運用の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学資産の利活用状況を調査し、その結果に基づいて共用・用途変更などを進める。

- ・施設の使用実績に基づいて、利活用方法の検討を行う。

6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 法人の経営及び財務状況並びに大学の教育、研究及び地域貢献に対する自己点検・自己評価を明確な根拠資料に基づいて実施し、その結果について公表するとともに、PDCAサイクルを展開する。

- ・公立大学に適した認証評価制度について、公立大学協会と連携を深める。

(2) 情報公開の推進及び広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 開かれた大学、顔の見える大学を実現するとともに、本学の多様なステークホルダーの期待に応えるため、広報チャンネルを整備し、機動的かつ戦略的な広報活動を展開する。

- ・第1期中期目標期間に設定した広報戦略を検証し、新規戦略を作成する。
- ・後援会、同窓会に対する広報活動を検討する。
- ・新規ホームページ作成CMS導入のため、学内検討委員会を設置し、スムーズな導入を図る。
- ・ツイッター以外のSNS導入を検討し、受験生や在学生に向け積極的な情報発信を行う。

イ 外部機関による評価結果等への対応策について公表し、説明責任を果たす。

- ・地方独立行政法人法改正により新たに義務付けられた法人評価結果の反映状況等の公表について、国立大学の事例を中心に調査する。

## 7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 施設設備の整備、維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 中長期的な施設の整備計画を策定し、必要性の高い施設の早期着工を目指す。

- ・施設整備等の計画について、設置団体との協議を行う。

イ 既存施設や設備の適切な維持補修を行い、ライフ・サイクル・コストの縮減を図る。

- ・維持補修計画を見直しつつ、予防修繕を行う。

ウ 教育用PCの利用環境や大学事務運営に係る情報基盤関連について、計画的に整備・更新を行う。

- ・学内における情報機器の効果的な利活用のため、PC配置や利用時間などの見直しを行う。

エ 知識のライフサイクル（創出、応用、保存、普及）の場である図書館において、快適な利用環境の向上を図るとともに、情報資源の拡充と設備の改善を進める。

- ・図書館システムを遅滞なく更新し、機能の充実を図る。また、図書館を快適に利用してもらえるようこまめな設備メンテナンスに努める。

### (2) 法令遵守体制の充実と研究の健全化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学内諸規程を含めた法令遵守の徹底及び危機管理体制の充実及び強化を行う。

- ・学内諸規程及び関係法令の遵守に係る研修を継続的に開催する。

イ 情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理を徹底し、適時点検する体制を整備する。

- ・社会情勢の変化を考慮して情報セキュリティポリシーの見直しを行い、引き続き理解を深められるよう研修等を実施していく。

ウ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に即し、学内関係規程の整備、不正防止計画の見直し、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制を整備する。

- ・文部科学省のガイドラインの改訂に併せて、学内規程の見直しを行っていく。  
また、教職員や学生に対して研究倫理教育を徹底する。

エ 快適な教育研究環境と労働環境づくりのため、安全衛生研修の実施や安全衛生管理体制を強化する。

- ・衛生委員会による職場巡視の指摘事項を的確に把握し、施設修繕・改善につなげる。

### (3) 人権尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 人権侵害を防止するため、適切な相談環境及び事後対応体制を整備し、研修を通じて意識の啓発を行う。

- ・専門家の講師を招き研修を行い、教職員の自覚を促し、ハラスメントのない大学を目指す。

### (4) 環境への配慮に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 省エネルギー対策の推進により、光熱水費の節減を図る。

- ・電気・水道使用量の公表など、継続的に省エネルギー対策に取り組む。

イ 二酸化炭素排出量削減に向け、高効率設備機器への更新を行う。

- ・照明・空調機器の設置状況を洗い出し、エネルギー効率の調査を行う。

### (5) 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 「オール高経」の力の結集・発揮に向けて、後援会や同窓会との定期的な情



報交換を行う。

- ・意見交換の内容を精査し、可能な事業などを検討する。

イ 各種行事において、後援会、同窓会、大学の三者の連携を強化するとともに、卒業生との結びつきを強化するため、ホームカミングデイの継続的開催など、卒業生が大学を身近に感じることができる機会の増加を図る。

- ・三者間で各種行事の情報共有を行う。
- ・ホームカミングデイに若い世代の人に来てもらえるような魅力あるイベント、講演を検討する。
- ・三扇祭における同窓会ブースの出展を検討する。

## 8 予算、収支計画及び資金計画

### (1) 予算（平成30年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	340
授業料等収入	2,546
受託研究等収入	10
補助金	1
その他収入	30
計	2,927
支出	
教育費	521
研究費	114
教育研究支援費	146
人件費	1,961
一般管理費	175
施設整備費	0
受託研究等経費	10
計	2,927

## (2) 収支計画 (平成30年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,966
経常費用	2,966
業務費	2,580
教育経費	401
研究経費	114
教育研究支援経費	94
受託研究等経費	10
人件費	1,961
一般管理費	175
財務費用	0
減価償却費	211
臨時損失	0
収入の部	2,966
経常収益	2,966
運営費交付金収益	340
授業料収益	2,098
入学金収益	281
検定料収益	131
受託研究等収益	10
財務収益	0
雑益	31
資産見返負債戻入	75
資産見返運営費交付金等戻入	64
資産見返物品受贈額戻入	11
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

### (3) 資金計画 (平成30年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,811
投資活動による支出	35
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	523
資金収入	
業務活動による収入	2,846
運営費交付金	340
授業料収入	2,053
入学金収入	281
検定料収入	131
受託研究等収入	10
雑入	31
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	523

#### 9 短期借入金の限度額

##### (1) 短期借入金の限度額

3億円

##### (2) 想定される理由

事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることがあり得る。

#### 10 不要財産の処分

なし

1 1 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

1 2 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、翌年度以降の教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

1 3 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の使途

なし

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし